

武蔵野短期大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、建学の精神に基づき、人間として真に自覚のある女性を育成することを目的とする。

- (1) 幼児教育に関して実践的能力と深い愛情と使命感をもち信念をもって教育を行える幼稚園教諭を養成する。
- (2) 社会的使命感及び職業的自覚をもち、福祉に対して多様化しつつある社会的要請に精確に対応できる感覚と能力を備えた質の高い保育士を養成する。

(点検評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行なうものとする。

- 2 前項の措置に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。
- 4 認証評価に関し必要な事項は別に定める。

第2章 学科・学生及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

幼児教育学科 入学定員 100人 総定員 200人

(保育士養成課程を含む)

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

- 2 学年は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の開学記念日 6月25日

春期休業日 4月1日から4月7日まで

夏期休業日 8月1日から9月20日まで

冬期休業日 12月16日から翌年1月15日まで

学年末休業日 3月11日から3月31日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年のはじめとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の課程を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれ

- に準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (6) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (7) その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

- 第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。
- 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

- 第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

- 第13条 本学に再入学又は転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

- 第14条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

- 第15条 疾病その他止むを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休

学を命ずることができる。

(休学の期間)

- 第16条 休学の期間は1年を超えることができない。但し、特別の事由がある場合は、引き続きさらに2年まで延長することができる。
- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
 - 3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

- 第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

- 第18条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付せず納付期限を3ヶ月以上滞納した者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び授業日数)

- 第19条 授業科目を分けて基礎科目、専門科目とする。
- 2 授業科目、単位数等は別表の1・2のとおりとする。
 - 3 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週を原則とする。
 - 4 夏期休業日及び冬期休業日等の休業日に補講及び実習を行う場合がある。

(単位の計算方法)

- 第20条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて、45時間とし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第 21 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 22 条 試験等の評価は、優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。評価の細部については別に定める評価に関する基準による。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 23 条 教育上有益と認められる時は、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められる時は、学生が行なう他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定めた学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 教育上有益と認められる時は、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみることができる。

4 前 2、3 項の規定により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 6 章 卒業等

(卒業の要件)

第 24 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、62 単位以上を取得しなければならない。

(卒業)

第 25 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

- 3 卒業を認定した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第 26 条 本学において取得することができる免許状は次のとおりとする。

免許状の種類 幼稚園教諭二種免許状・保育士資格

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第 19 条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、第 19 条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。
- 4 幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を併せて取得しようとする者は、第 19 条の規定による取得単位の他に、別に定めるところによる所定の単位を取得しなければならない。

第 7 章 検定料・入学金・授業料その他費用

(検定料等の金額)

第 27 条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表のとおりとする。

*第 26 条第 4 項に該当する者は、その他に実験実習費と同額を納入しなければならない。

(授業料の納入期)

第 28 条 本学の授業料は、次の 2 期に分けて納入しなければならない。但し、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前期	300,000円	納期	3月末日
後期	300,000円	納期	9月末日

(退学、除籍の場合の授業料及び停学の場合の授業料等)

第 29 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 30 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除し、当該免除分は月割をもって算出する。

(復学の場合の授業料等)

第31条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第32条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該月までの授業料等を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第33条 納付した検定料、入学金、授業料、施設費、実験実習費は原則として返還しない。但し、別に定める期日までに文書により入学辞退の申し出のあった者の授業料、施設費、実験実習費についてはこの限りでない。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか学科長を置き、副学長を置くことができる。
- 3 1項の規程にかかわらず、教育研究の組織編制上の適切性から准教授、助教又は助手は置かないことができる。
- 4 1項の規程にかかわらず、講師は教育研究上の必要性がある時に置く。
- 5 学長は、全学を統括する。
- 6 副学長は、学長の職務を補佐する。
- 7 学科長は学長、副学長をする。
- 8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。加えて、大学全体の運営を偏らず、司どる責任能力を有するものとする。
- 9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 11 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

- 12 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 13 事務職員、その他の職員に関する規程は、別に定める。
- 14 本学に客員教授を置くことができる。客員教授は、特に学識経験の顕著な者、又は、教育研究上、特に業績のある者から選任する。
- 15 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授については、別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

- 第35条 本学の教育上重要な事項を審議するため教授会を開く。
- 2 教授会においては、学生の入学、退学、転学、留学、休学、成績、卒業及び教育課程等について審議する。

(教授会の構成)

- 第36条 教授会は学長及び教授をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

- 第37条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第38条 本学において特定の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という）があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第21条の規定を準用する。
 - 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行なう。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

附 則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

- 2 昭和56年度から昭和57年度に、幼児教育学科の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和56年度 150人

昭和57年度 300人

- 3 この学則は、昭和58年4月1日より施行する。
- 4 この学則は、昭和63年4月1日より施行する。
- 5 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、平成3年4月1日から施行する。但し、第2章 学科・学生及び修業年限の項、第2条中の〔幼児教育学科〕の総定員は、平成3年度に限り250人とする。
- 8 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 11 この学則は、平成13年4月1日から施行する。但し、平成13年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 12 この学則は、平成14年4月1日から施行する。但し、平成14年3月31日に在学している者については、従前の例による。

- 13 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 14 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 15 この学則は、平成18年1月1日から施行する。
- 16 この学則は、平成19年4月1日から施行する。但し、27条（検定料等の金額）については、平成19年3月31日に在学している者は、従前の例による。
- 17 この学則は、平成22年4月1日から施行する。但し、平成22年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 18 この学則は、平成23年4月1日から施行する。但し、平成23年3月31日に在学している者については、従前の例による。

別表 1

基礎科目（教養科目）

授業科目の名称		配当 年次	単位数		授業 形態	備考	
			必修	選択			
人文	文学	1		2	講義	注 基礎科目の中から必修を含めて合計12 単位以上履修。（但し、人文・社会・ 自然の各分野よりそれぞれ1科目2単位 以上履修のこと。）	
	音楽	1		2	講義		
	美術	1		2	講義		
	歴史学	1		2	講義		
社会	法学（日本国憲法を含む）	1	2		講義		
	政治学	1		2	講義		
	日本文化論	1		2	講義		
	経済学	1		2	講義		
自然	環境科学	1		2	講義		注 情報処理入門は、幼稚園教諭二種免許 状を取得しようとする者は必修科目と する。
	自然科学概論	2		2	講義		
	情報処理入門	1		2	講義		
外国語	英会話Ⅰ	1		2	演習		注 英会話Ⅰは、幼稚園教諭二種免許状並 びに保育士資格を取得しようとする者 は、必修科目とする。
	英会話Ⅱ	2		2	演習		
保健体育	体育実技	1		1	実技	注 保健体育を履修する場合、実技・理論 を履修のこと。	
	体育理論	1		1	講義	注 幼稚園教諭二種免許状並びに保育士資 格を取得しようとする者は、必修科目 とする。	
計			2	26			

別表 2

専門 科目	授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業 形態	備考	
			必修	選択			
専門 科目	声楽	1	2		演習	注 専門科目の中から必修を含めて合計50単位以上履修。	
	伴奏法Ⅰ	1	2		演習		
	伴奏法Ⅱ	2		2	演習		
	幼児音楽	2		2	演習		
	図画工作Ⅰ	1	2		演習		注 幼稚園教諭二種免許状・保育士資格を取得して卒業するのに必要な要件については、別に定める。
	図画工作Ⅱ	2		2	演習		
	幼児美術	2		2	演習		
	体育	2	2		演習		
	幼児体育	1		1	演習		
	小児保健Ⅰ	1		4	講義		
	小児保健Ⅱ	2		1	演習		
	国語	2		2	講義		
	算数	1		2	講義		
	生活	2		2	講義		
	児童家庭福祉	1		2	講義		
	子どもの食と栄養	2		2	演習		
	家庭支援論	1		2	講義		
	教職概論	1		2	講義		
	教育原理	1	2		講義		
	保育原理Ⅰ	1		2	講義		
	保育原理Ⅱ	2		2	講義		
	教育心理学	1		2	講義		
	発達心理学Ⅰ	1		2	講義		
	発達心理学Ⅱ	2		1	演習		
	児童文化	2		2	講義		
	教育史	2		2	講義		
	臨床心理学（教育相談を含む）	2		2	講義		
	教育方法	2		2	講義		
	教育課程総論	2	2		講義		
	保育内容総論	2	1		演習		

専門 科目	授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業 形態	備考
			必修	選択		
教職 専門 科目	保育内容研究Ⅰ（健康）	1	1		演習	
	保育内容研究Ⅱ（人間関係）	1	1		演習	
	保育内容研究Ⅲ（環境）	1	1		演習	
	保育内容研究Ⅳ（言葉）	1	1		演習	
	保育内容研究Ⅴ（表現）	1	1		演習	
	保育内容研究Ⅵ（健康Ⅱ）	2		1	講義	
	保育内容研究Ⅶ（言葉Ⅱ）	2		1	講義	
	保育内容研究Ⅷ（表現Ⅱ）	2		1	講義	
	保育指導論	1		2	講義	
	教職・保育実践演習(幼稚園)	2		2	演習	
	教育実習Ⅰ	1		2	実習	
	教育実習Ⅱ	2		4	実習	
	心身障害児教育Ⅰ	1	2		講義	
	心身障害児教育Ⅱ	2		2	演習	
	アジア地域幼児教育実習	2		2	実習	
専 門 科 目	社会福祉	1		2	講義	
	相談援助	2		1	演習	
	社会的養護Ⅰ	1		2	講義	
	社会的養護Ⅱ	2		2	講義	
	社会的養護内容	1		1	演習	
	乳児保育Ⅰ	1		2	演習	
	乳児保育Ⅱ	2		2	講義	
	保育相談支援	1		1	演習	
	保育実習指導Ⅰ	1		2	演習	
	保育実習Ⅰ	1・2		4	実習	
	保育実習指導Ⅱ	2		1	演習	
	保育実習Ⅱ	2		2	実習	
	保育実習指導Ⅲ	2		1	演習	
保育実習Ⅲ	2		2	実習		
	計		20	87		
	合 計		22	113		

別表 3

学生納付金内訳表

(単位 円)

	学 年	入学金	授業料	施設費	実験実習費	合 計	入学検定料
武蔵野短期大学 幼児教育学科	1 年次	300,000	600,000	180,000	50,000	1,130,000	25,000
	2 年次	—	600,000	180,000	50,000	830,000	—

資格取得必要単位数

専門科目	授業科目の名称	配当年次	卒業		幼免		保資格		幼免+保資格		授業形態	備考	
			単位数		単位数		単位数		単位数				
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択			
専門科目	声乐	1	2		2		○2		○2		演習	<p>注 卒業のみの者は、50単位以上取得</p> <p>注 幼稚園教諭二種免許状のみで卒業する者は、50単位以上取得</p> <p>教科専門科目より10単位以上取得</p> <p>教職専門科目より32単位以上取得</p> <p>△印より1科目2単位以上選択</p> <p>※印より2単位以上選択</p> <p>注 保育士資格のみで卒業する者は、72単位以上取得</p> <p>○印より必修を含めて10単位以上選択</p> <p>※印より2単位以上選択</p> <p>●については保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱあるいは保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲの組み合わせで3単位必修</p>	
	伴奏法Ⅰ	1	2		2		2		2		演習		
	伴奏法Ⅱ	2		2		2		○2		○2	演習		
	幼児音楽	2		2		2		○2		○2	演習		
	図画工作Ⅰ	1	2		2		2		2		演習		
	図画工作Ⅱ	2		2		2		○2		○2	演習		
	幼児美術	2		2		2		○2		○2	演習		
	体育	2	2		2		2		2		演習		
	幼児体育	1		1		1		○1		○1	演習		
	小児保健Ⅰ	1		4		4	4		4		講義		
	小児保健Ⅱ	2		1		1	1		1		演習		
	国語	2		2		△2				△2	講義		
	算数	1		2		△2				△2	講義		
	生活	2		2		△2				△2	講義		
	児童家庭福祉	1		2			2		2		講義		
	子どもの食と栄養	2		2			2		2		演習		
	家庭支援論	1		2			2		2		講義		
	教職専門科目	教職概論	1		2	2		2		2			講義
		教育原理	1	2		2		2		2			講義
		保育原理Ⅰ	1		2		2	2		2			講義
保育原理Ⅱ		2		2		2		○2		○2	講義		
教育心理学		1		2	2			○2	○2		講義		
発達心理学Ⅰ		1		2		2	2		2		講義		
発達心理学Ⅱ		2		1		1	1		1		演習		
児童文化		2		2		2		○2		○2	講義		
教育史		2		2	2				2		講義		
臨床心理学（教育相談含む）		2		2	2			○2	○2		講義		
教育方法		2		2	2				2		講義		
教育課程総論		2	2		2		2		2		講義		
保育内容総論	2	1		1		1		1		演習			

専門 科目	授業科目の名称	配当 年次	卒 業		幼 免		保資格		幼免+保資格		授業 形態	備 考
			単位数		単位数		単位数		単位数			
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
福祉 専門 科目	保育内容研究Ⅰ（健康）	1	1		1		1		1		演習	注 幼稚園教諭二種 免許状+保育士 資格で卒業する 者は、81単位以 上取得 教科専門科目 より10単位以 上取得 教職専門科目 より32単位以 上取得 △印より1科 目2単位以上 選択 ※印より2単 位以上選択 ○印より必修 を含め10単位 以上選択
	保育内容研究Ⅱ（人間関係）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅲ（環境）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅳ（言葉）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅴ（表現）	1	1		1		1		1		演習	
	保育内容研究Ⅵ（健康Ⅱ）	2		1		※1		※1		※1	講義	
	保育内容研究Ⅶ（言葉Ⅱ）	2		1		※1		※1		※1	講義	
	保育内容研究Ⅷ（表現Ⅱ）	2		1		※1		※1		※1	講義	
	保育指導論	1		2		※2		※2		※2	講義	
	教職・保育実践演習（幼稚園）	2		2	2		2		2		演習	
	教育実習Ⅰ	1		2	2				2		実習	
	教育実習Ⅱ	2			4				4		実習	
	心身障害児教育Ⅰ	1	2		2		○2		○2		講義	
	心身障害児教育Ⅱ	2		2		2	2		2		演習	
	アジア地域幼児教育実習	2		2						2	実習	
	社会福祉	1					2		2		講義	
	相談援助	2					1		1		演習	
	社会的養護Ⅰ	1					2		2		講義	
	社会的養護Ⅱ	2						○2		○2	講義	
	社会的養護内容	1					1		1		演習	
	乳児保育Ⅰ	1					2		2		演習	
	乳児保育Ⅱ	2						○2		○2	講義	
	保育相談支援	1					1		1		演習	
保育実習指導Ⅰ	1・2					2		2		演習		
保育実習Ⅰ	1・2					4		4		実習		
保育実習指導Ⅱ	2						●1		●1	演習		
保育実習Ⅱ	2						●2		●2	実習		
保育実習指導Ⅲ	2						●1		●1	演習		
保育実習Ⅲ	2						●2		●2	実習		
計			20	58	38	36	53	34	71	34		

●については
保育実習指導
Ⅱ、保育実習
Ⅱあるいは保
育実習指導
Ⅲ、保育実習
Ⅲの組み合わ
せで3単位選
択必修